

マイナンバー制度における個人情報保護の措置について（補足説明）

9月5日の個人情報保護審査会において御意見のあった個人情報の保護について、下記のとおり措置がなされている。

1 国における個人情報保護の措置

マイナンバー法においては、特定個人情報（マイナンバーをその内容に含む個人情報）の適正な取扱いを確保するため、個人情報保護法などの一般法より厳格な保護措置が設けられている。

また、内閣府外局である個人情報保護委員会では、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」を定め、各行政機関や事業者等において、マイナンバーが実務の現場で適正に取り扱われるための具体的な指針を示している。

【個人情報の保護措置（内閣官房ホームページより抜粋）】

●制度面での措置

- ・法律に定めがある場合を除き、マイナンバーの収集・保管を禁止している。
- ・なりすまし防止のため、マイナンバーを収集する際は、本人確認が義務づけられている。
- ・マイナンバーが適切に管理されているかを、個人情報保護委員会が監視・監督する。
- ・法律に違反した場合の罰則を、従来に比べ強化している。

●システム面での措置

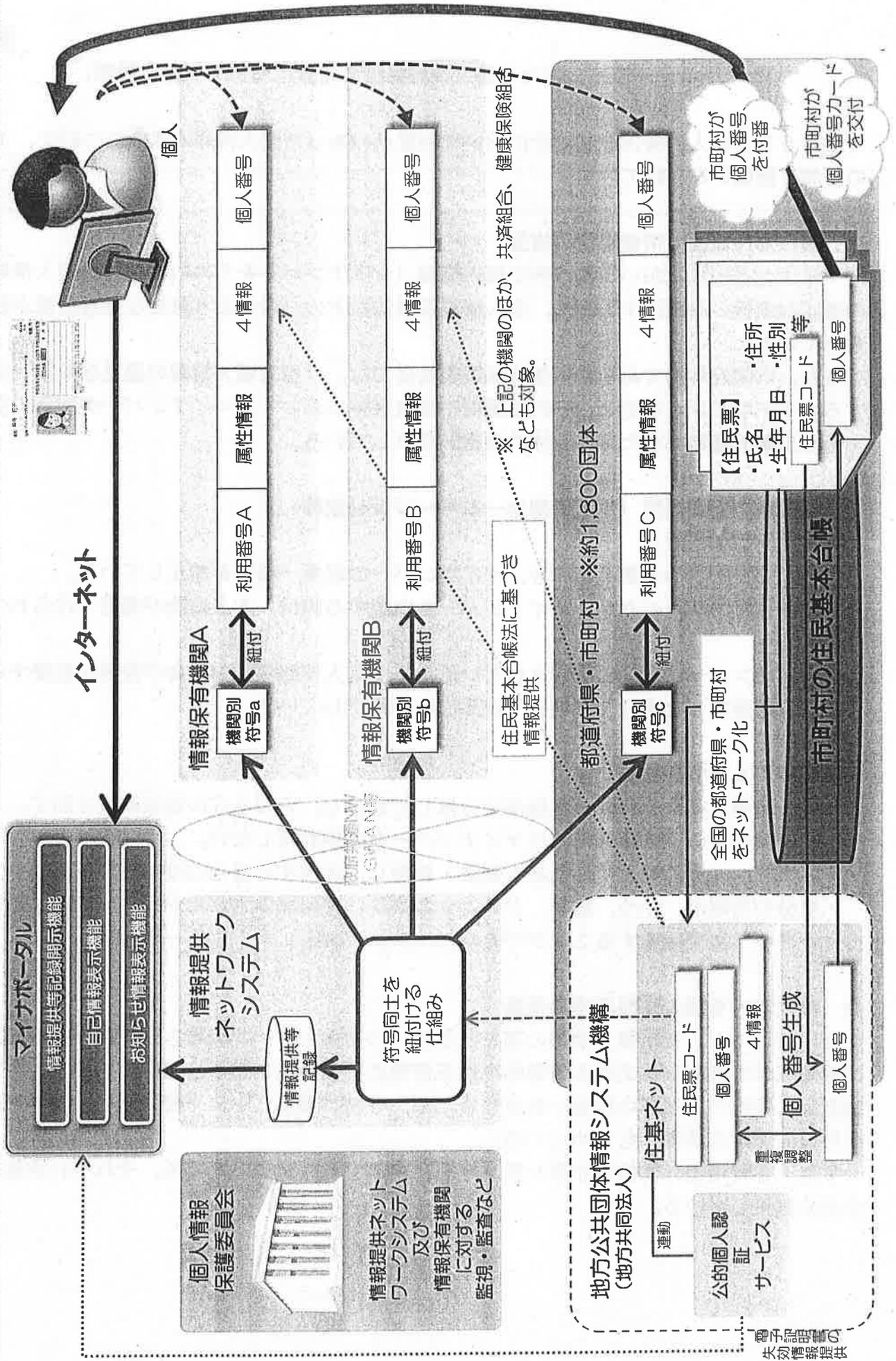
- ・個人情報は従来どおり、各機関で分散して管理し、芋づる式の情報漏洩を防ぐ。
- ・行政機関間の「情報連携」はマイナンバーを直接利用しない。
- ・システムにアクセス可能な者を制限・管理し、通信する場合は暗号化する。
- ・自分の情報が、いつ、誰が、どのような事務に情報提供されたかについては、インターネット上で確認することができる。（サービス名：マイナポータル）

2 県における個人情報保護の措置

県においても、特定個人情報の適正な取扱いの確保について組織として取り組むために「徳島県が保有する特定個人情報等の適正管理に関する基本方針」を定めており、また、特定個人情報の具体的な取扱いを定めるため、各執行機関ごとに「特定個人情報等の適正な取扱いに関する基準」を定めている。

また、各特定個人情報等を取り扱う事務を所掌する所属においても、それぞれ実施手順を定め運用している。

社会保障・税番号制度における情報連携の全体像



マイナポータル の 主要機能

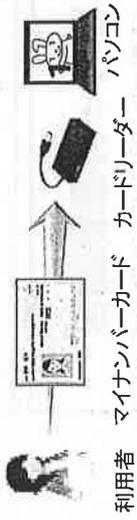
- マイナポータルとは、国民等が利用者となり、国、地方公共団体、医療保険者などの行政機関などでの自分の情報の利用状況や情報自体の確認、行政機関などからのお知らせの確認ができるほか、民間事業者による送達サービスや社会保険料・税金などの公金決済サービス等とのシステム上の連携の検討も進められている、官民のオンラインサービスをシームレスに結ぶ、拡張可能性の高いインターネット上のWEBサービスです。
- 現時点で、マイナポータルで提供される具体的なサービスは以下を予定しております。

情報提供等記録表示 (やりとり履歴)	自分の特定個人情報について、誰が、なぜ情報提供したのかを確認することが可能（番号法附則第6条第3項）
自己情報表示 (あなたの情報)	行政機関などが持っている自分の特定個人情報を確認できる（番号法附則第6条第4項第1号）
お知らせ	行政機関などから個人に合ったきめ細やかなお知らせを通知するコミュニケーションツール（番号法附則第6条第4項第2号）
民間送達サービス	行政機関や民間企業等からのお知らせなどを受け取る仕組みで、民間の送達サービスを活用して構築することを予定
ワンストップサービス	児童手当、保育園等入園などオンライン申請化・ワンストップ化を皮切りに、官民横断的に同時に複数の手続きなどを申請可能となるサービスを構築することを予定
公金決済ワンストップ サービス	マイナポータルのお知らせを使い、ネットバンキング（ペイジー）やクレジットカードでの公金決済を可能とするサービスで、民間の決済代行サービス等を活用して構築することを予定

マイナポータルで実現すること

ご利用には...

公的個人認証サービスを利用してログインするため、マイナンバーカードとカードリーダーが必要が必要です。



情報提供等記録表示(やりとり履歴)

情報提供ネットワークシステムを通じて行政機関で行われた情報のやり取りの記録を住民自らチェックできます。



自己情報表示(あなたの情報)

中間サーバーに格納した特定個人情報住民自ら表示し、確認できます。また、表示した情報を自分のパソコン等にダウンロードすることができます。



ワンストップサービス

ライフイベントで発生する行政機関や民間事業者への申請等に漏がないようナビゲートし、オンライン申請、オンライン決済等のサービスを可能とします。
(まずは子育てサービスから開始する予定です!)



お知らせ

行政機関の他、民間事業者から送達サービスをj利用して各種書類を電子的に受け取ることができます。

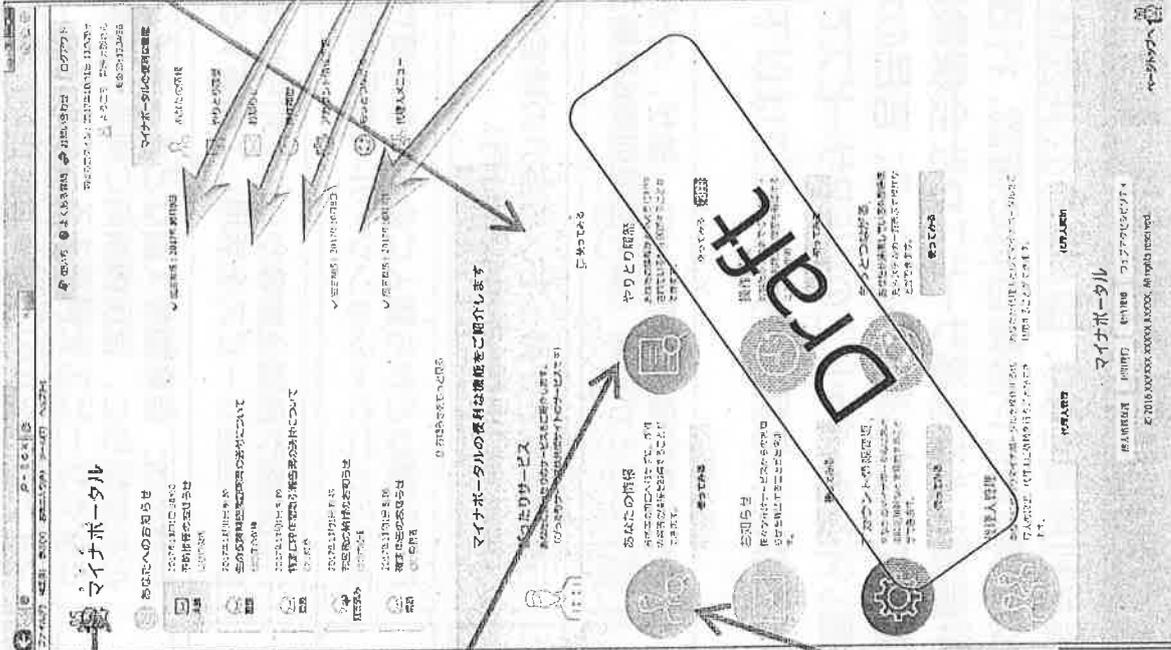
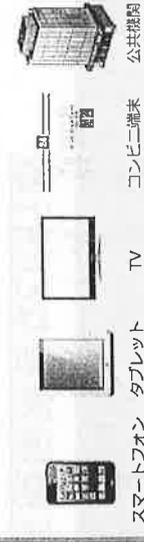


税金や社会保険料など、公金の決済をネットバンキングやクレジットカード決済を利用し納付することができます。



利用可能端末

順次、スマートフォン、タブレット、TV、コンビニ端末等から利用できるよう検討中です。



徳島県が保有する特定個人情報等の適正管理に関する基本方針

(目次)

- 第1条 目的
 - 第2条 定義
 - 第3条 適用範囲
 - 第4条 管理体制
 - 第5条 特定個人情報等の取扱い
 - 第6条 安全管理措置
 - 第7条 委託等に伴う措置
 - 第8条 法令遵守及び取扱基準等の策定
 - 第9条 事案の発生に対する対応
 - 第10条 評価及び見直しの実施
 - 第11条 徳島県情報セキュリティポリシー等との調整
- 附則

(目的)

第1条 この基本方針は、徳島県個人情報保護条例（平成14年徳島県条例第43号。以下「条例」という。）第10条第2項に規定する実施機関が保有する個人番号及び特定個人情報（以下「特定個人情報等」という。）の適正な管理のために必要な措置を講ずるに当たり、基本的な事項について定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この基本方針で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(適用範囲)

第3条 この基本方針は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）の規定に基づき実施機関が所掌する事務の遂行上取り扱う特定個人情報等について、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報等であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものを対象とする。

(管理体制)

第4条 実施機関は、保有する特定個人情報等の適正な管理を行うための組織体制を確立するものとする。

(特定個人情報等の取扱い)

第5条 実施機関は、番号利用法及び条例に定めるところにより特定個人情報等の収集、保管、利用及び提供を行うとともに、保有する必要がなくなった特定個人情報等については、確実かつ速やかに廃棄又は消去する。

(安全管理措置)

第6条 実施機関は、特定個人情報等の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の適正な管理のために、次に掲げる安全管理措置を講ずるものとする。

- (1) 人的安全管理措置 特定個人情報等を取り扱う事務に従事する職員に対する必要な教育や適切な監督等の人的な対策を講ずる。
- (2) 物理的安全管理措置 特定個人情報等を取り扱う事務を実施する区域の管理や

特定個人情報等を取り扱う電子計算機その他の情報機器及び公文書の管理について物理的な対策を講ずる。

- (3) 技術的安全管理措置 特定個人情報等を取り扱う情報システムへのアクセス制御、不正アクセス等による被害の防止や通信経路における情報漏えい等の防止のための技術的な対策を講ずる。

(委託等に伴う措置)

第7条 特定個人情報等を取り扱う事務の全部又は一部を実施機関以外のものに委託する場合、委託先(再委託先を含む。)において、番号利用法に基づき実施機関自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行う。

- 2 前項の規定は、指定管理者に公の施設の管理を行わせる場合であって、当該公の施設の管理業務に伴い特定個人情報等を取り扱うこととなる場合に準用する。

(法令遵守及び取扱基準等の策定)

第8条 実施機関は、関係する法令、条例及びこの基本方針等を遵守するとともに、第6条に規定する安全管理措置を講ずるに当たり、特定個人情報等の取扱いに関する事項を具体的に明記した取扱基準等を策定するものとする。

(事案の発生に対する対応)

第9条 実施機関は、特定個人情報等の漏えい等安全確保の上で問題となる事案の発生又は発生のおそれを把握した場合に、適切かつ迅速に対応するための体制を整備し、当該対応の手順等を策定するものとする。

(評価及び見直しの実施)

第10条 実施機関は、特定個人情報等の適正な取扱いが確保されていることを検証するために、定期的に又は必要に応じて監査及び自己点検を実施するものとする。

- 2 実施機関は、前項の監査又は自己点検の結果等を踏まえ、必要があると認めるときは、特定個人情報等の安全管理措置等を見直し、その改善に努めるものとする。

(徳島県情報セキュリティポリシー等との調整)

第11条 徳島県情報セキュリティポリシーその他情報システムに係るセキュリティ対策について特別の定めがある場合には、この基本方針に定めるもののほか、当該特別の定めによるものとする。

附 則

この基本方針は、平成27年12月1日から施行する。

知事が保有する特定個人情報等の適正な取扱いに関する基準

(目次)

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 管理体制（第3条～第7条）
- 第3章 人的安全管理措置（第8条～第17条）
- 第4章 物理的安全管理措置（第18条～第20条）
- 第5章 技術的安全管理措置（第21条～第24条）
- 第6章 安全確保上の問題への対応（第25条）
- 第7章 監査及び点検の実施（第26条～第28条）
- 第8章 その他（第29条・第30条）

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この基準は、知事が保有する特定個人情報等（個人番号及び特定個人情報をいう。以下同じ。）の適正な取扱いに関する必要な措置について定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準で使用する用語は、徳島県個人情報保護条例（平成14年徳島県条例第43号。以下「条例」という。）及び徳島県が保有する特定個人情報等の適正管理に関する基本方針で使用する用語の例による。

第2章 管理体制

(監察統括監)

第3条 監察統括監は、特定個人情報等の適正な取扱いに関する指導及び助言を行う。

2 監察統括監は、必要に応じ、特定個人情報等の保護に関する専門的な知識及び経験を有する専門家の意見を聴くことができる。

(安全管理統括責任者)

第4条 安全管理統括責任者は、監察局長をもって充てる。

2 安全管理統括責任者は、次に掲げる事務を行うものとする。

(1) 監察統括監を補佐すること。

(2) 特定個人情報の管理に係る重要事項の決定、連絡調整等を行うため必要があると認められる場合に、徳島県個人情報保護制度検討委員会を招集すること。

(3) 前号に掲げるもののほか、知事が取り扱う特定個人情報の管理に関する事務の総括に関すること。

(安全管理業務責任者)

第5条 安全管理業務責任者は、監察局監察課長をもって充てる。

2 安全管理業務責任者は、次に掲げる事務を行うものとする。

(1) 各所属が保有する特定個人情報等を把握するとともに、各所属が実施している安全管理措置に関する指導及び助言を行うこと。

(2) 情報漏えい等の事案に係る連絡調整、再発防止のための措置等の対応に関すること。

(3) 監査責任者として、所属における特定個人情報等の管理の状況についての監査を実施すること。

(特定個人情報管理者)

第6条 特定個人情報管理者は、特定個人情報等を取り扱う事務を所掌する所属の長をもつ

て充てる。

- 2 特定個人情報管理者は、所属における特定個人情報等の適正な管理に関する事務を総括する。
- 3 特定個人情報管理者は、所属内で特定個人情報等を取り扱う事務を行う者（以下「事務取扱担当者」という。）を指名する。
- 4 特定個人情報管理者は、事務取扱担当者が取り扱う特定個人情報等の範囲を明確にし、特定個人情報等の取扱いに関する実施手順を定めるものとする。

（事務取扱担当者）

第7条 事務取扱担当者は、関連する法令等並びに安全管理統括責任者、安全管理業務責任者及び特定個人情報管理者の指示に従い、特定個人情報等を適正に取り扱わなければならない。

第3章 人的安全管理措置

（教育研修）

第8条 安全管理業務責任者は、必要に応じて、特定個人情報管理者及び事務取扱担当者に対して、特定個人情報等の適正な取扱いについて理解を深め、特定個人情報等の保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他の教育研修を行う。

- 2 安全管理業務責任者は、前項の教育研修を実施した場合は、その状況について速やかに取りまとめ、安全管理統括責任者に報告する。

（事務取扱担当者の監督）

第9条 安全管理業務責任者及び特定個人情報管理者は、特定個人情報等が法令、条例、この基準等の規定に基づき適正に取り扱われるよう、事務取扱担当者に対して必要かつ適切な監督を行う。

（アクセスの制限）

第10条 事務取扱担当者は、あらかじめ定められた範囲内で特定個人情報等にアクセスすることができる。

- 2 前項に規定する権限を付与された者であっても、取り扱う事務の目的以外の目的で当該特定個人情報等にアクセスしてはならない。
- 3 事務取扱担当者は、異動、退職等により特定個人情報等を取り扱う事務を離れた場合には、当該特定個人情報等にアクセスしてはならない。

（第三者の閲覧等防止）

第11条 事務取扱担当者は、特定個人情報等を取り扱うに際して、特定個人情報等が自己以外の第三者に閲覧等をされることのないようにしなければならない。

（複製等の制限）

第12条 事務取扱担当者は、取り扱う事務の目的の範囲内で特定個人情報等を取り扱う場合であっても、次に掲げる行為については、特定個人情報管理者の指示に従い行うものとする。

- (1) 特定個人情報等の複製
- (2) 特定個人情報等の送信
- (3) 特定個人情報等が記録されている公文書の送付又は持ち出し
- (4) その他特定個人情報等の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為として特定個人情報管理者が定めるもの

（入力情報の照合等）

第13条 事務取扱担当者は、情報システムで取り扱う特定個人情報等について、入力原票と入力内容との照合、処理前後の当該特定個人情報等の内容の確認、既存の特定個人情報

等との照合等を行い、情報の正確性を保持するものとする。

(誤りの訂正等)

第14条 事務取扱担当者は、特定個人情報等の誤り等を発見した場合には、特定個人情報管理者の指示に従い、訂正等を行わなければならない。

(特定個人情報等の取扱状況の記録)

第15条 特定個人情報管理者は、台帳等を整備し、当該特定個人情報等の利用、保管、提供、廃棄等の取扱いの状況について記録し、定期又は随時に確認するとともに、記録の改ざん、窃取又は不正な削除の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

(事務の委託等)

第16条 特定個人情報管理者は、特定個人情報等を取り扱う事務の全部又は一部を、実施機関以外のものに委託する場合又は指定管理者に行わせる場合には、委託を受けたもの又は指定管理者(以下「委託先等」という。)において安全管理措置が十分に行われることを事前に審査するとともに、委託先等が契約又は協定において取り決めた事項を遵守しているか監督する。

2 委託先等が特定個人情報等を取り扱う事務の全部又は一部を再委託する場合には、特定個人情報管理者は、再委託の内容及び委託先等と同程度の安全管理措置の実施が確保できることを確認の上、承諾するものとし、再委託先における特定個人情報等の取扱いが適正であるか監督する。

(法令等違反事案への対応)

第17条 関係する法令、条例、この基準等の規定に違反した職員、当該職員の違反行為を隠ぺい又は黙認した職員及び違反行為を行った職員を指導監督する地位にある職員については、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第29条の規定に基づく懲戒処分の対象とするとともに、違反行為の悪質性に応じて刑事告発の対象とするなど厳正に対応する。

第4章 物理的安全管理措置

(取扱区域及び管理区域)

第18条 特定個人情報等の漏えい等を防止するために、特定個人情報等を取り扱う事務を実施する区域(以下「取扱区域」という。)及び特定個人情報等ファイルを取り扱う情報システムを管理する区域(以下「管理区域」という。)を明確にするよう努めるものとする。

2 取扱区域及び管理区域における特定個人情報等を取り扱う情報機器及び特定個人情報等が記録された公文書の盗難又は紛失等を防止するために、施錠装置、警報装置、監視設備等の設置、立入権限を有する者の指定、立入りの記録等の措置を講ずるものとする。

(公文書等の盗難等の防止)

第19条 特定個人情報等を取り扱う情報機器及び特定個人情報等が記録された公文書を庁舎内外に移動等する場合には、容易に個人番号が判明しない措置の実施、追跡可能な移送手段の利用等、安全対策を講ずるものとする。

(廃棄等)

第20条 職員は、特定個人情報等が記録されている公文書が徳島県公文書管理規則(平成13年徳島県規則第73号)により定められている保存期間を経過した場合には、特定個人情報管理者の指示に従い、当該特定個人情報等の復元又は判読が不可能な方法により当該特定個人情報等の消去又は当該公文書の廃棄を行うものとする。

2 消去又は廃棄を委託する場合には、委託先が確実に消去又は廃棄を行ったことについて証明書等を記録し、確認する。

第5章 技術的安全管理措置

(アクセス制御)

第21条 特定個人情報管理者は、保有する特定個人情報等（情報システムで取り扱うものに限る。以下この章において同じ。）については、パスワード等（パスワード、ICカード、生体情報等をいう。以下同じ。）を使用して権限を識別する機能を設定する等のアクセス制御のために必要な措置を講ずる。

- 2 特定個人情報管理者は、前項の措置を講ずる場合には、パスワード等の管理に関する規程を定め、パスワード等の読み取り防止等を行うために必要な措置を講ずる。

(アクセス記録)

第22条 特定個人情報管理者は、保有する特定個人情報等へのアクセス状況を記録し、その記録（以下「アクセス記録」という。）を一定の期間保存し、及びアクセス記録を定期又は随時に分析するために必要な措置を講ずる。

- 2 特定個人情報管理者は、アクセス記録の改ざん、窃取又は不正な消去の防止のために必要な措置を講ずる。

(不正アクセス等による被害の防止)

第23条 特定個人情報管理者は、保有する特定個人情報等を取り扱う情報システムへの外部からの不正アクセス又は不正ソフトウェアから保護するため、特定個人情報等を取り扱う情報システムについて、インターネットから独立する等の高いセキュリティ対策を行うとともに、適切な運用を行う。

(情報漏えい等の防止)

第24条 特定個人情報管理者は、特定個人情報等をインターネット等により外部に送信する場合、通信経路における情報漏えい、滅失又は毀損を防止するために必要な措置を講ずる。

- 2 特定個人情報管理者は、特定個人情報ファイルを情報機器又は電子媒体等に保存する必要がある場合、原則として、暗号化又はパスワードにより秘匿するものとする。

第6章 安全確保上の問題への対応

(事案の報告及び再発防止措置)

第25条 特定個人情報等の漏えい事案その他の「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）違反の事案又は番号利用法違反のおそれのある事案が発覚した場合には、その事実を知った職員は、速やかに当該特定個人情報等を管理する特定個人情報管理者に報告する。

- 2 特定個人情報管理者は、直ちに政策創造部地方創生局地域振興課（以下「地域振興課」という。）に事案の状況等の第一報を報告するとともに、当該事案が懲戒処分の対象に当たると判断される場合には人事課にも報告する。また、被害の拡大防止又は復旧等のために必要な応急措置を講ずる。
- 3 安全管理業務責任者は、地域振興課を通じて前項の規定に基づく報告を受けたときは、直ちに安全管理統括責任者に事案の状況等の第一報を報告し、重大と認められる事案の発生又はそのおそれがある場合には、直ちに監察統括監にも報告する。
- 4 特定個人情報管理者は、事実関係を調査し、事案の発生した原因を究明し、再発防止のために必要な措置を講ずるとともに、事実関係等について、速やかに、事案の対象となった特定個人情報等の本人へ連絡し、又は本人が容易に知り得る状態に置く。
- 5 特定個人情報管理者は、事案の内容等に応じて、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、事実関係及び再発防止策等について、速やかに公表する。
- 6 特定個人情報管理者は、事実関係及び再発防止策等について地域振興課に報告する。地

域振興課から報告を受けた安全管理業務責任者は、安全管理統括責任者及び監察統括監に報告する。

第7章 監査及び点検の実施

(監査)

第26条 監査責任者は、監察局の職員の中から監査を行うものを指名し、特定個人情報等の取扱状況について、毎年度、定期又は随時に監査を行う。

2 監査責任者は、毎年度、監査実施計画を立案し、監査の対象とする事務及び所属を決定する。実施機関以外のものに委託又は指定管理を行っている場合は、委託先等における特定個人情報等の取扱状況についても監査の対象とする。

3 監査の対象となった所属は、監査の実施に協力しなければならない。

4 監査責任者は、監査結果を取りまとめ、監察統括監及び安全管理統括責任者に報告するとともに、監査の対象となった所属の特定個人情報管理者に送付する。

5 監査責任者は、監査の実施を通して収集した監査証拠、監査報告書の作成のための監査調書を紛失等が発生しないように適切に保管しなければならない。

6 安全管理統括責任者は、監査結果を踏まえ、改善を要する事項につき関係する所属の特定個人情報管理者に対し対応を指示しなければならない。指示を受けた特定個人情報管理者は、改善策を作成し、安全管理統括責任者に提出し、承認を受けなければならない。

(点検)

第27条 特定個人情報管理者は、自ら管理責任を有する特定個人情報等の記録媒体、処理経路、保管方法等管理の状況について、毎年度1回以上点検を行い、点検記録を保存するものとする。

(評価及び見直し)

第28条 特定個人情報管理者は、監査又は点検の結果等を踏まえ、必要があると認めるときは、実施手順の見直し等の措置を講ずるものとする。

2 安全管理統括責任者は、監査又は点検の結果等を踏まえ、必要があると認めるときは、この基準等の見直し等の措置を講ずるものとする。

第8章 その他

(他の規程等との調整)

第29条 情報システムに係るセキュリティ対策については、徳島県が保有する特定個人情報等の適正管理に関する基本方針及びこの基準に定めるもののほか、徳島県情報セキュリティ対策基準の規定を適用する。

(細則)

第30条 この基準に定めるもののほか、この基準の実施のための手続その他について必要な事項は、別に定める。

附 則

この基準は、平成27年12月1日から施行する。

